

○国立研究開発法人防災科学技術研究所個人情報開示、訂正、及び利用停止規程  
(令和4年3月24日 4規程第8号)

目次

- 第1章 総 則(第1条―第5条)
- 第2章 開示(第6条―第14条)
- 第3章 訂正(第15条―第20条)
- 第4章 利用停止(第21条―第24条)
- 第5章 その他(第25条―第29条)
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）その他関連する法令に基づき、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し必要な事項を定め、保有個人情報の適正な運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の保有する個人情報の管理に関する規程（以下「個人情報保護規程」という。）に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

- (1) 開示等 開示、訂正及び利用停止をいう。
- (2) 開示等請求者 開示、訂正及び利用停止を請求した者をいう。
- (3) 不開示情報 法78条に定める情報をいう。

(委員会)

第3条 研究所における保有個人情報の開示等の円滑な実施に関する事項を審議するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所個人情報管理・開示等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の運営については、別途定める。

(受付等)

第4条 個人情報の開示等の請求先は、総務部総務課(以下「総務課」という。)とする。

2 総務課による受付の開設時間は、年末年始を除く平日(月～金曜日、ただし祝日を除く。)の9:30～12:00及び13:00～17:00とする。

3 開示請求者は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示等を請求する保有個人情報を明確にした上で、別紙様式1から様式39の様式により、書面又は電磁的記録によって請求を行わなければならない。

- 4 総務課は、前項に定める請求を受けた場合、請求があった保有個人情報を取り扱う室等(以下「保有室等」という。)に請求があった旨を通知し、通知を受けた保有室等は、総務課と連携して法に定める記載事項及び書類の確認を行わなければならない。
- 5 前項の確認にあたって、開示等を請求する保有個人情報が不明確である等、形式上の不備があると認められるときは、開示等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。
- 6 開示等請求者は、開示等請求を行うにあたっては、総務課の求めに応じ開示請求者が本人であること(代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示又は提出しなければならない。

(開示請求に係る起案等)

第5条 開示決定に係る起案は、総務課で行うものとし、保有室等の保護管理者との合議を経て、総括保護管理者の決裁を得るものとする。

## 第2章 開示

(開示義務)

第6条 研究所は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示するものとする。

- 2 保有室等の保護管理者は、開示又は不開示を決定するにあたり必要があると認める場合は、総括保護管理者に対し、委員会の意見を求めるべき旨を通知し、委員会の意見を求めることができる。

(部分開示)

第7条 研究所は、次に当たる場合には、それぞれ特定の情報を除いた部分を開示するものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるとき。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第8条 研究所は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置等)

第9条 研究所は、原則として開示請求があった日から30日以内に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対し

て、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的等、開示しない場合にはその旨を書面又は電磁的記録により通知するものとする。

- 2 開示決定等の期限は、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる。また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。

(事案の移送)

第 10 条 研究所は、開示請求に係る保有個人情報が研究所以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。

(第三者に対する意見提出の機会の付与)

第 11 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、研究所は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示の実施)

第 12 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている状態等に応じて、別紙の定めるとおり行うものとする。

開示の実施について

[別紙参照]

- 2 保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則として 30 日以内に、研究所に対し、希望する開示の実施方法を申し出なければならない。

(手数料の額等)

第 13 条 保有個人情報の開示を受ける者は、研究所に対し、法第 89 条第 1 項に定める手数料を支払わなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、開示請求に係る法人文書 1 件につきオンラインによる請求の場合を 200 円、それ以外の場合を 300 円とする。

- 3 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 4 手数料の徴収の方法は、研究所の指定する金融機関への口座振込みによるものとし、開示請求書にその振込みに係る証の写しの添付を求めるものとする。
- 5 前項の振込みに関する費用は、保有個人情報の開示を請求する者が負担するものとする。この場合において、研究所は、請求者が費用を負担する旨をあらかじめ請求者に対し通知するものとする。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除)

第 14 条 特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除を受けようとする者は、開示請求書を提出する際に開示請求に係る手数料の免除申請書と免除を求める理由を証明する書面を提出しなければならない。

### 第 3 章 訂正

(訂正請求の対象となる保有個人情報)

第 15 条 訂正請求の対象となる情報は、以下のとおりとする。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた自己を本人とする保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けた情報

(訂正請求の受付期限)

第 16 条 訂正を請求する者は、前条に定める保有個人情報の開示をした日から 90 日以内に請求を行わなければならない。

(訂正義務)

第 17 条 研究所は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

(訂正請求に対する措置等)

第 18 条 研究所は、原則として訂正請求があった日から 30 日以内に訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、訂正請求者に対して、その旨を書面又により通知しなければならない。

2 訂正決定等の期限は、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる。また、訂正決定等に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるが、その場合は、30 日以内に、訂正請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 同条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第 19 条 研究所は、訂正請求に係る保有個人情報が第 10 条により移送を受けた他の行政機関の長等において開示決定がされた開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行

政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。

(保有個人情報の提供先への通知)

第20条 研究所は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

#### 第4章 利用停止

(利用停止請求の対象となる保有個人情報)

第21条 利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定により開示を受けたものに限られる。

(利用停止請求の受付期限)

第22条 利用停止を請求する者は、前条に定める保有個人情報の開示をした日から90日以内に請求を行わなければならない。

(利用停止義務)

第23条 研究所は、利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。

(利用停止請求に対する措置等)

第24条 研究所は、原則として利用停止請求があった日から30日以内に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

2 研究所は、利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる。また、利用停止決定等に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りるが、その場合は、30日以内に、利用停止請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない。

(1) 同条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

#### 第5章 その他

(異議申立ての受付)

第25条 研究所の行った開示等決定に対し不服のある場合、開示等請求者は、決定に対する異議を申し立てることができる。

2 異議の申し立ては、総務課に対し行うものとし、総務課は、申し立てを受けた後、速やかに申し立てがあった旨を総括保護責任者に報告しなければならない。

3 総括保護管理者は、異議の申立てがあったときは、委員会の意見を求めるものとする。

4 第11条の規定に基づく意見書の提出があったときも前項と同様とする。

(苦情処理)

第 26 条 保有個人情報の取扱いに関し苦情がある者は、総務課に対し、書面又は電磁的記録により苦情を申し出ることができる。

2 総務課は、前項にかかる苦情があった旨を総括保護管理者に報告するものとする。

3 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査請求)

第 27 条 研究所が審査請求を受けた場合は、法第 105 条各号に該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(雑則)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示に関し必要な事項は理事長が定める。

(書面の様式)

第 29 条 本規程を施行するにあたって必要な書面の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

様式第 1 開示請求書(第 6 条第 1 項)

[別紙参照]

様式第 2 開示決定通知書(第 5 条)

[別紙参照]

様式第 3 開示の実施方法等申出書(第 12 条第 2 項)

[別紙参照]

様式第 4 開示をしない旨の決定通知書(第 9 条第 1 項)

[別紙参照]

様式第 5 開示決定等期限延長通知書(第 9 条第 2 項)

[別紙参照]

様式第 6 開示決定等期限特例延長通知書(第 9 条第 2 項)

[別紙参照]

様式第 7 他の行政機関の長等への開示請求事案移送書(第 10 条)

[別紙参照]

様式第 8 開示請求者への開示請求事案移送通知書(他の行政機関の長等)(第 10 条)

[別紙参照]

様式第 9 第三者意見照会書(法第 86 条第 1 項適用)(第 11 条)

[別紙参照]

様式第 10 第三者意見照会書(法第 86 条第 2 項適用)(第 11 条)

[別紙参照]

様式第 11 第三者開示決定等意見書(第 11 条)

[別紙参照]

様式第 12 開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(第 11 条)

[別紙参照]

様式第 13 開示請求に係る手数料の免除申請書 (特定個人情報に係る開示請求関係)  
(第 14 条)

[別紙参照]

様式第 14 開示請求に係る手数料の免除決定通知書 (特定個人情報に係る開示請求  
関係) (第 14 条)

[別紙参照]

様式第 15 開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書 (特定個人情報に  
係る開示請求関係) (第 14 条)

[別紙参照]

様式第 16 訂正請求書(第 15 条)

[別紙参照]

様式第 17 訂正決定通知書(第 18 条第 1 項)

[別紙参照]

様式第 18 訂正をしない旨の決定通知書(第 18 条第 1 項)

[別紙参照]

様式第 19 訂正決定等期限延長通知書(第 18 条第 2 項)

[別紙参照]

様式第 20 訂正決定等期限特例延長通知書(第 18 条第 2 項)

[別紙参照]

様式第 21 他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書(第 19 条)

[別紙参照]

様式第 22 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(第 19 条)

[別紙参照]

様式第 23 保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第 19 条)

[別紙参照]

様式第 24 利用停止請求書(第 21 条)

[別紙参照]

様式第 25 利用停止決定通知書(第 24 条第 1 項)

[別紙参照]

様式第 26 利用停止をしない旨の決定通知書(第 24 条第 1 項)

[別紙参照]

様式第 27 利用停止決定等期限延長通知書(第 24 条第 2 項)

[別紙参照]

様式第 28 利用停止決定等期限特例延長通知書(第 24 条第 2 項)

[別紙参照]

様式第 29 委任状 (個人情報に係る開示請求用) (第 4 条第 6 項)

[別紙参照]

様式第 30 委任状 (特定個人情報に係る開示請求用) (第 4 条第 6 項)

[別紙参照]

様式第 31 委任状 (訂正請求用) (第 4 条第 6 項)

[別紙参照]

様式第 32 委任状 (特定個人情報に係る訂正請求用) (第 4 条第 6 項)

[別紙参照]

様式第 33 委任状 (利用停止請求用) (第 4 条第 6 項)

[別紙参照]

様式第 34 委任状 (特定個人情報に係る利用停止請求用) (第 4 条第 6 項)

[別紙参照]

様式第 35 諮問書 (開示決定等) (第 27 条)

[別紙参照]

様式第 36 諮問書 (訂正決定等) (第 27 条)

[別紙参照]

様式第 37 諮問書 (利用停止決定等) (第 27 条)

[別紙参照]

様式第 38 諮問書 (開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為) (第 27 条)

[別紙参照]

様式第 39 諮問をした旨の通知書 (審査請求人等) (第 27 条)

[別紙参照]

## 附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立研究開発法人防災科学技術研究所個人情報開示規程(17 規程第 5 号)を廃止する。
- 3 保有個人情報の開示方法について(17 理事長達第 6 号)を廃止する。
- 4 国立研究開発法人防災科学技術研究所における保有個人情報の開示決定等に係る審査基準 (17 理事長達第 7 号) を廃止する。
- 5 国立研究開発法人防災科学技術研究所個人情報開示事務取扱細則 (18 理事長達第 2 号) を廃止する。